

専決処分の報告について

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、
地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年9月18日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

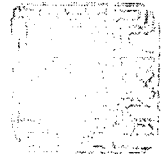
53,121円

2 賠償の相手方



令和元年8月9日

秦野市長 高橋 昌和



事故の概要

(1) 発生日時

令和元年7月15日午前9時頃

(2) 発生場所

秦野市鶴巻431番地

(3) 事故の状況

■■■■さんが運転する普通自動車（■■■■さん所有）が、上記場所の市道鶴巻1号線を走行中、アスファルト舗装の陥没箇所にて左前輪を落とし込み、車両の一部が損傷した。

(4) 本市の責任原因

市道の管理^{かし}瑕疵

(5) 本市の責任割合

50パーセント